

No.	質問	回答
1	補助対象となるのはどのような事業所・施設ですか。	令和7年12月1日時点で、HP記載の対象サービスの指定等を受けており、かつサービスを提供している者(医療みなし事業所については、国保連合会の令和6年12月審査分から令和7年11月審査分までで利用実績がある者)が対象となります。令和7年12月1日時点で休止中の事業所や申請時点で廃止している事業所は対象となりません。
2	補助対象サービスにないサービス種別は、対象外ですか。	対象となるサービスはHP記載のとおりであり、以下のサービス種別は本事業の対象ではありません。 ・(特定)福祉用具貸与(販売) ・特定施設入居者生活介護の指定を受けていないサービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム
3	介護予防サービスは、補助対象となりますか。	介護サービスに相応する各介護予防サービスは、当該介護サービスと一体とみなします。
4	医療みなしの病院・診療所・薬局は補助対象ですか。	国保連合会の令和6年12月審査分から令和7年11月審査分までで利用実績がある施設・事業所が対象となります。
5	補助の申請は事業所・施設毎になりますか。	介護保険事業所番号ごとの申請となります。なお、振込先口座が同一の場合、複数事業所分を法人単位でまとめて申請可能です。
6	同一の介護事業所番号で複数回申請できますか。	同一の介護事業所番号での申請は、原則1回のみとなります。
7	一つの事業所(介護保険事業所番号)で複数サービスの指定を受けている場合は、どうなりますか。	一つの事業所(介護保険事業所番号)で複数サービスの指定を受けている場合は、それぞれのサービスごとに計算されます。ただし、訪問系のサービスを複数指定を受けている施設・事業所においては、基準上の設備を共有する場合は、1つの施設・事業所と取り扱います。
8	小規模多機能型居宅介護や看護小規模多機能型居宅介護は泊まりと通いの定員がありますが、申請はどうなりますか。	泊まりと通いの定員それぞれで補助金額を算定します。
9	特定施設入居者生活介護や医療みなし指定の施設・事業所の定員数の取扱いはどのようにすればいいですか。	国保連合会の令和6年12月審査分から令和7年11月審査分までの利用実績に基づき県で算出した人数とします。
10	入所系サービスにおいて、短期入所療養介護の定員数の取扱いはどのようにすればよいですか。	短期入所療養介護の定員数は、各本体の入所系サービスの定員に含まれます。

No.	質問	回答
11	養護老人ホームと軽費老人ホームについて、特定施設入居者生活介護の指定を受けていない場合、介護保険事業者番号がありませんが、申請はどのようにすればよいですか。	県HPに、「養護老人ホーム・軽費老人ホーム事業者番号(物価高騰対策一時支援金用)」を掲載していますので、そちらの番号で申請してください。
12	訪問系のサービスを提供している施設・事業所において、複数サービスの指定を受けており、指定の住所が同一のため、1つの施設・事業所として補助金額が計算されていますが、基準上の設備を共有していない場合はどうすればよいですか。	基準上の設備を共有していないかどうか確認した上で、補助金額を決定しますので、連絡をお願いします。 コールセンター:078-336-5304 [受付時間:平日 9時～17時(土日祝日は除く)]
13	表示されている定員が違う場合は、どうすればよいですか。	指定上の定員を確認するため、連絡をお願いします。 コールセンター:078-336-5304 [受付時間:平日 9時～17時(土日祝日は除く)]
14	表示されているサービス種別のうち一部のサービスが廃止となっている場合はどうすればよいですか。	対象外のサービスを除いた額で申請いただく必要があるため、連絡をお願いします。 コールセンター:078-336-5304 [受付時間:平日 9時～17時(土日祝日は除く)]
15	申請には、原油価格や物価高騰による影響額が分かる証拠書類の添付は必要ですか。	証拠書類の提出は不要です。
16	障害と同一の事業所・施設か否かについては、どのように判断すればよいですか。	原則として、設備に関する基準における必要な設備及び備品等を共用しているか否かで判断してください。 ※例えば、同一敷地内に通所介護事業所(介護)と生活介護事業所(障害)とがある場合で、設備及び備品等を共用しているのであれば、『高齢者施設等における光熱費等高騰対策一時支援金(本事業)』と『障害者施設等における光熱費等高騰対策一時支援金』いずれか一方のみの申請となります。
17	同一の事業所・施設が、本事業と『障害者施設等における光熱費等高騰対策一時支援金』の両方の補助を受けることはできますか。	基準上の設備を共有する事業所・施設であって、『障害者施設等における光熱費等高騰対策一時支援金』の補助を受ける場合は、本事業の補助を受けることはできません。
18	同一の事業所・施設が、本補助金と市町が実施する物価高騰対策の補助金の両方を受けることはできますか。	可能です。ただし、本補助金と市町が実施する物価高騰対策の補助金を充当する部分が重複する場合は、補助対象外となります。
19	令和6年度以前に実施された物価高騰対策関連支援金事業の補助を受けた事業所・施設が本事業の補助を受けることは可能ですか。	可能です。